

令和 8 年 1 月地震で被災された事業者さま

鳥取県令和 8 年 1 月地震等災害企業復旧応援補助金

この度の地震で被災された中小事業者のみなさまにお見舞い申し上げます。

被災のあった設備等の復旧（生産性向上又は災害防護を行う取組）に対する補助制度をご活用ください。

対 象 事 業 者	令和 8 年 1 月地震により施設又は設備の被害を受けた県内中小企業者等 ※青色申告書又は事業収入のある白色申告書により確定申告を行っている個人事業主も対象となります。（個人事業主となっていない個人は対象外です。） ※対象者につき 1 回を限度とします。
対 象 事 業	令和 8 年 1 月 6 日に島根県東部で発生した地震で被害のあった施設及び設備の復旧、復旧に併せた生産性向上又は災害防護対策に資する取組 ※「生産性向上」とは、被災した施設及び設備の機能の回復に加え、生産能力や環境が従前より向上することです。 ※「災害防護対策」とは、被災した施設及び設備の機能の回復に加えて行う、災害から防護するための措置です。
補 助 額	補助率 3 分の 2 上限 2 0 0 万円
事業実施期間	令和 8 年 1 月 6 日（火）以降の事業者が被災した日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日（木）まで
交付申請期間	令和 8 年 1 月 1 6 日（金）から令和 8 年 6 月 3 0 日（火）まで ※申請は電子申請又は郵送（持参）によりお願いします。
補助対象経費	施設費：施設（建物、構築物等）の改修・修繕に係る費用、施設の修繕・改修に伴い、必要と認められる付随費用（清掃費、処分費、撤去・据付費、運搬費等） 設備費：設備（機械装置、工具器具、備品等）の改修・修繕に係る費用、施設の修繕・改修に伴い、必要と認められる付随費用（清掃費、処分費、撤去・据付費、運搬費等）、被災設備と同等以上の機能を有する設備の導入（買い替え）に係る費用 ※「施設」とは、事務所、店舗、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場又は原材料置場等、事業の実施に必要不可欠と認められる施設です。 ※「設備」は、補助対象者の事業活動の実施に必要不可欠と認められる設備です。ただし、汎用品（パソコン、スマートフォン、カメラ、車両等）、貸出しの用途に供するものは除きます。 ※補助金の交付決定前にすでに復旧に着手したもののでも補助対象経費に該当するものであれば対象となり得ます。
主 納 入 申 請 書 類	●補助金交付申請書 ●補助事業実施計画書 ●収支予算書（見積書、製品カタログ等含む） ●決算書（直近）（個人事業主は確定申告書類の控） ●令和 8 年 1 月地震によって被害を受けたことを証する書類（被害を受けた施設設備の写真、被害を受けたことにより修繕したことが客観的にわかる書類） ※補助金の支払は、事業完了後に別途実績報告を提出していただき、検査して実績を確定後に行います。

詳細は県企業支援課 HP（<https://www.pref.tottori.lg.jp/326878.htm>）からご覧ください。

申請先・お問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町 1 丁目 220 鳥取県商工労働部企業支援課 経営革新・経営改善担当

TEL: 0857-26-7243 メール: kigyoushien@pref.tottori.lg.jp

※申請は中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターでも受付します。

